令和８年（フ）第７２号
長野県諏訪市大字中洲2351番地　ビラ沖田Ｆ105号室
債務者　井磧優久恵
１　決定年月日時　令和８年10月28日午前10時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　令和９年１月４日まで
長野地方裁判所諏訪支部

令和８年（フ）第２４７号
兵庫県宝塚市高司３丁目１番２号　ハイツ藤沢Ｉ－102号室
債務者　中村　　笑（旧姓中舎）
１　決定年月日時　令和８年10月27日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　令和９年１月４日まで
神戸地方裁判所伊丹支部破産係

令和８年（フ）第２５３号
兵庫県伊丹市寺本東１丁目６番41－２号
債務者　川上　香里
１　決定年月日時　令和８年10月27日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　令和９年１月４日まで
神戸地方裁判所伊丹支部破産係

令和８年（フ）第７０号
兵庫県豊岡市小田井町11番16号
債務者　高島　秀行
１　決定年月日時　令和８年10月27日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　令和９年１月４日まで
神戸地方裁判所豊岡支部破産係

令和８年（フ）第１０２号
佐賀県杵島郡白石町大字廿治1393番地１　上廿治住宅２－５号
債務者　フロロ　ダイアン　チャン（ＦＬＯＲＯ　ＤＩＡＮＥ　ＣＨＡＮＧ）
１　決定年月日時　令和８年10月28日午前10時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　令和９年１月４日まで
佐賀地方裁判所武雄支部

令和８年（フ）第１２６号
佐賀県伊万里市山代町楠久1524番地
債務者　吉武　卓郎
１　決定年月日時　令和８年10月28日午前10時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　令和９年１月４日まで
佐賀地方裁判所武雄支部

令和８年（フ）第１２７号
佐賀県伊万里市大坪町甲2443番地119　松本アパート202号
債務者　指方　富宏
１　決定年月日時　令和８年10月28日午前10時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　令和９年１月４日まで
佐賀地方裁判所武雄支部

令和８年（フ）第７０号
佐賀県唐津市浜玉町横田上1237番地１　ポライトリーＮＯＺＯＭＩ　Ｃ104号
債務者　梅田　美香
１　決定年月日時　令和８年10月28日午前11時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　令和９年１月４日まで
佐賀地方裁判所唐津支部

令和８年（フ）第７３号
佐賀県唐津市佐志中通3143番地２
債務者　野嵜　眞弓
１　決定年月日時　令和８年10月28日午前11時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　令和９年１月４日まで
佐賀地方裁判所唐津支部

令和８年（フ）第７４号
佐賀県唐津市半田3221番地２
債務者　田島　雪乃（旧姓福島）
１　決定年月日時　令和８年10月28日午前11時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　令和９年１月４日まで
佐賀地方裁判所唐津支部

令和８年（フ）第８９号
佐賀県唐津市弓鷹町1510番地23　金田ビル201号
債務者　古賀　　天
１　決定年月日時　令和８年10月28日午前11時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　令和９年１月４日まで
佐賀地方裁判所唐津支部

令和８年（フ）第１２９４号
東京都八王子市椚田町120番地３オーシャンハイツパート４　303号
債務者　小林　正美
１　決定年月日時　令和８年10月27日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　令和９年１月５日まで
東京地方裁判所立川支部民事第４部

令和８年（フ）第１５７３号
東京都清瀬市松山三丁目20番12号コーポアカシアの木205号
債務者　佐々木　勇
１　決定年月日時　令和８年10月27日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　令和９年１月５日まで
東京地方裁判所立川支部民事第４部

令和８年（フ）第１６００号
東京都府中市美好町２丁目17番地の６クレドール府中209
債務者　上田真太郎
１　決定年月日時　令和８年10月27日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　令和９年１月５日まで
東京地方裁判所立川支部民事第４部

令和８年（フ）第１６７０号
東京都町田市木曽西１丁目17番３号キャッスル町田２－Ａ
債務者　岩崎とも子
１　決定年月日時　令和８年10月27日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　令和９年１月５日まで
東京地方裁判所立川支部民事第４部

令和８年（フ）第１７９２号
（前住所）東京都葛飾区新宿６丁目７番２－701号
債務者　内畑美智子
１　決定年月日時　令和８年10月27日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　令和９年１月５日まで
東京地方裁判所立川支部民事第４部

令和８年（フ）第２２２号
神奈川県横須賀市根岸町４丁目33番３－108号
債務者　清水　広美
１　決定年月日時　令和８年10月27日午後２時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　令和９年１月５日まで
横浜地方裁判所横須賀支部